

防災製品等の指導指針

1 防災製品を使用すべき施設等

次に掲げる施設等において、法第8条の3に定める防災規制の規定の適用を受けない布製品その他これに類するものを使用する場合は、防災製品の使用に努めること。

- (1) 幼児又は老人が入所する施設
- (2) 身体障害者施設
- (3) 不特定多数が入所し就寝の用に供する部分を有する施設
- (4) その他上記に類する施設で必要と認めるもの

2 防災製品の種類

前1に掲げる施設において使用に努める防災製品は、次に掲げるものとする。

- (1) 側地類（ふとん・マットレス側地、敷布、ふとん・毛布・枕カバー等）
- (2) 詰物類（寝具用中綿、羽毛、プラスチック発泡体等）
- (3) ふとん類（ふとん、座布団、ベッドパット、枕（陶製・籐製のものを除く。））
- (4) 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）
- (5) テント類（軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等）
- (6) シート類（工事用シートを除く。）
- (7) 幕類（防災対象物品及びその材料を除く。）
- (8) 非常用持出袋
- (9) 防災頭巾等（側地、詰物類を含む。）
- (10) 衣服類（熱・炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等を除く。）
- (11) 布張家具等（側地を含む。）
- (12) 自動車等のボディカバー
- (13) ローパーテーション
- (14) 障子紙
- (15) 展示用パネル（合板を除く。）
- (16) 祭壇、祭壇用白布、祭壇マット
- (17) 防護用ネット
- (18) 防火服（防火服表地）
- (19) その他防災製品認定委員会が指定したもの

3 装飾品の使用

次に掲げる施設等において、法第8条の3に定める防災規制の規定の適用を受けない布製品その他これに類するものを装飾品として使用する場合は、防災製品の使用又は防災処理を施したものの使用に努めること。

- (1) キャバレー
- (2) カフェ
- (3) ナイトクラブ

- (4) 遊技場
 - (5) その他上記に類する施設で必要と求めるもの
- 4 装飾品の防災処理方法

装飾品を防災処理する場合は、浸付法、吹付法等素材にあった方法により実施すること。